

〔平 27.10.14〕  
〔総 23 - 1〕

# 説 明 資 料

〔所得税 ②〕

平成 27 年 10 月 14 日 (水)

財 務 省

# 目 次

1. 所得税における税負担の調整	1
2. 税率構造の推移と国際比較	8
3. 現行の所得控除の考え方と諸外国の制度	14
4. 所得税の課税単位	31
5. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築（第一次レポートの概要）	39
6. 個人所得課税及び社会保険料の負担の状況	44
7. 所得税の課税最低限	78
8. 経済社会の構造変化に関するこれまでの主な意見	91
9. 前回の補足説明	93

# 1. 所得税における税負担の調整

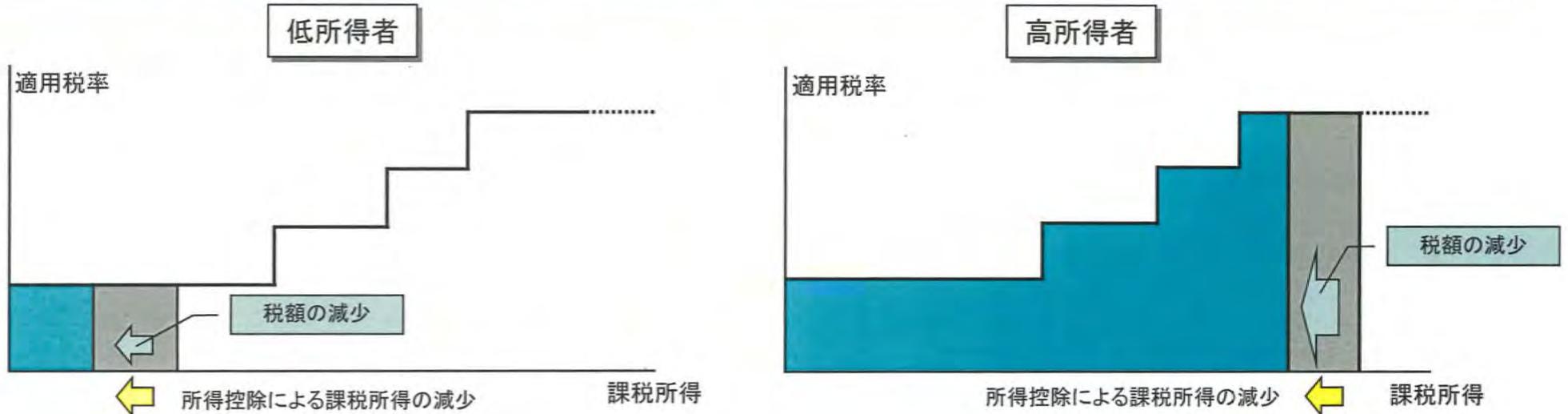


# 所得控除と税額控除に関するこれまでの指摘（平成19年11月政府税調答申）

## 所得控除

考え方：従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。

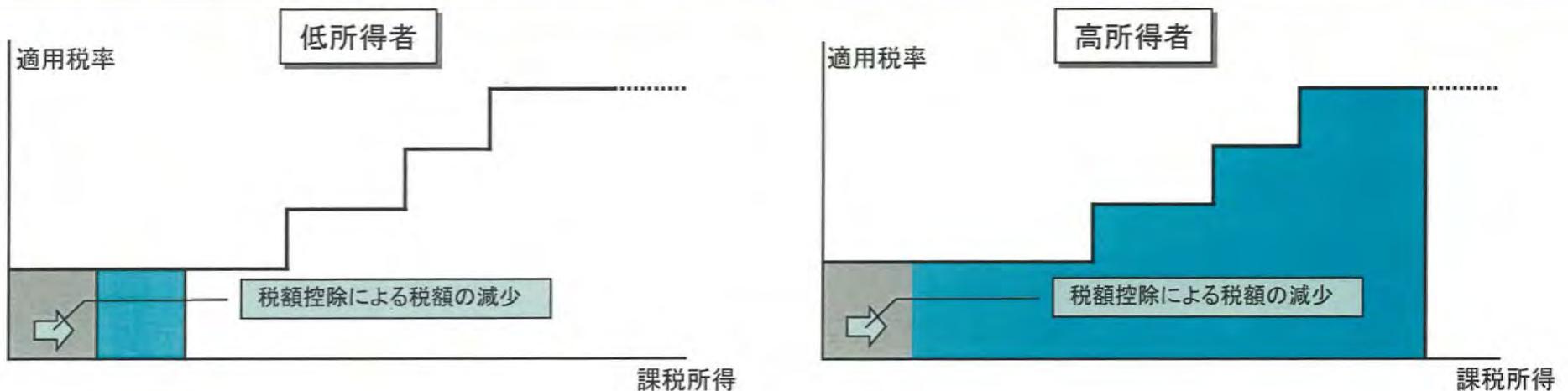
税負担面：高所得者ほど税負担軽減額が大きい



## 税額控除

考え方：税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。

税負担面：基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。



# 所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

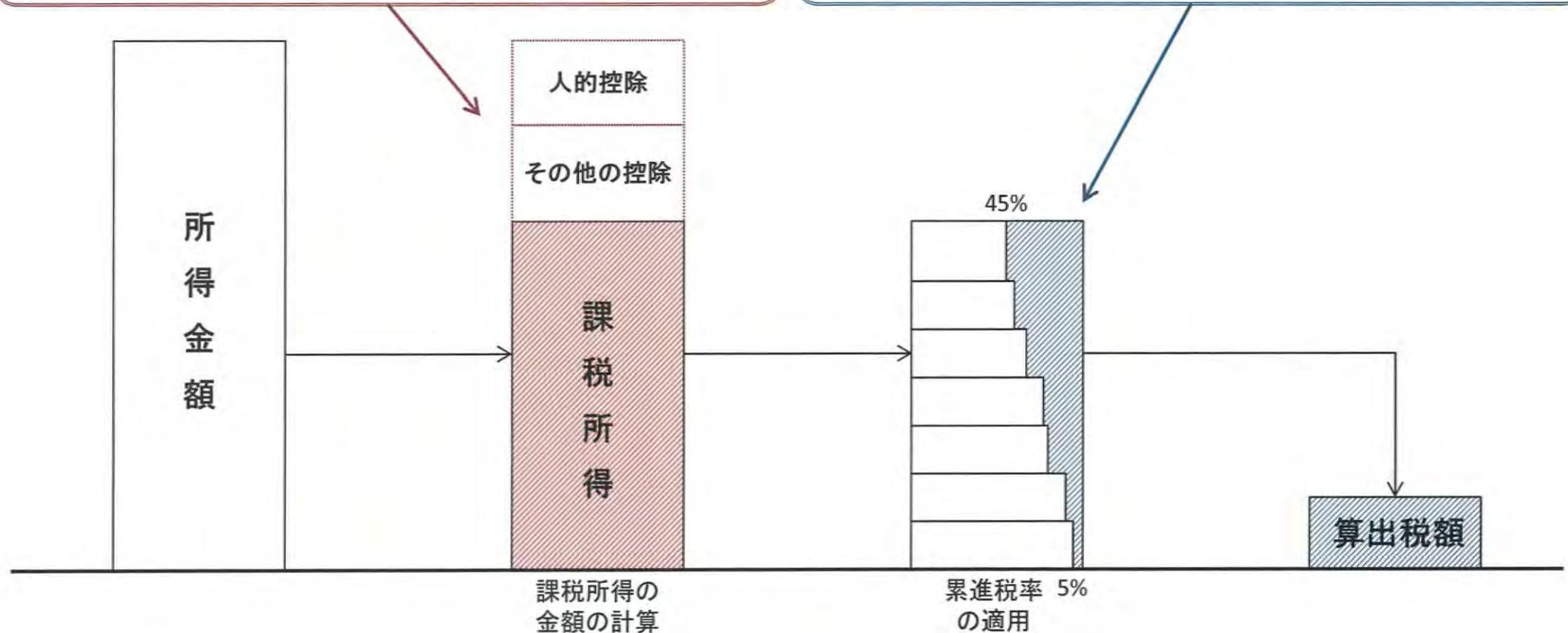
◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。

(現行: 5%~45%の7段階)

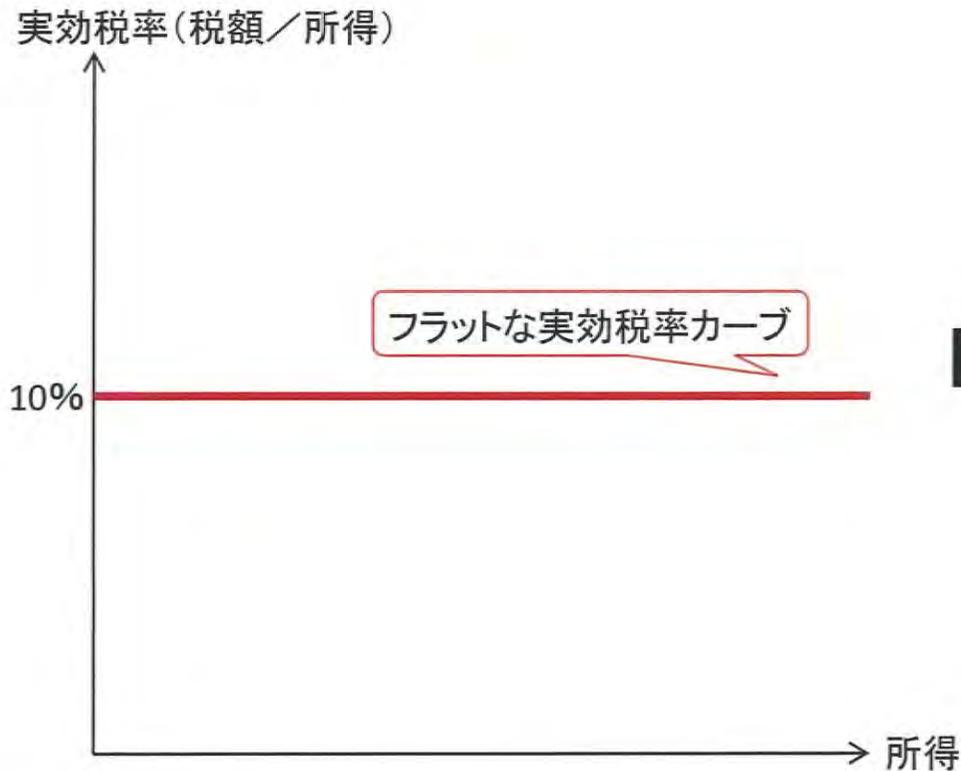
◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中での税負担の累進性を確保する役割も果たしている。



## 比例税率の下での所得控除・税額控除等の効果(イメージ)

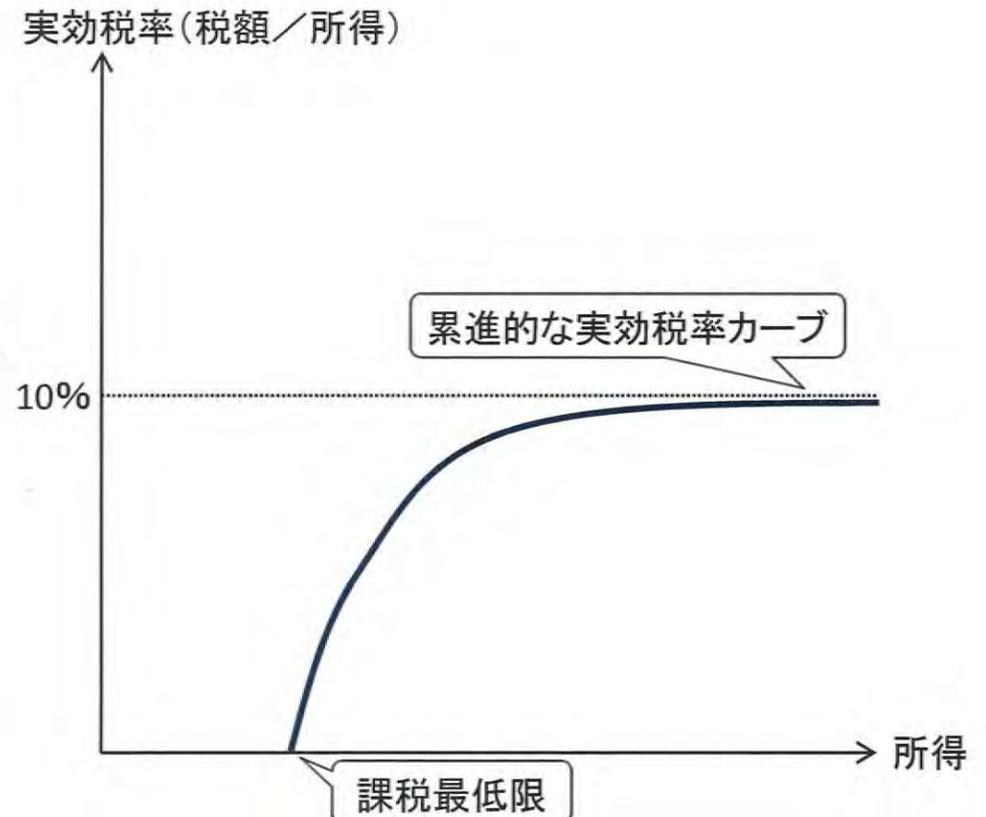
- 所得控除は、課税最低限を画するとともに、比例税率の下でも累進的な税負担を実現する効果を有する。  
(比例税率の下では、所得控除方式でも税額控除方式でも同様の効果。)

### 控除なしで比例税率が適用される場合



### 所得控除(または税額控除)がある場合

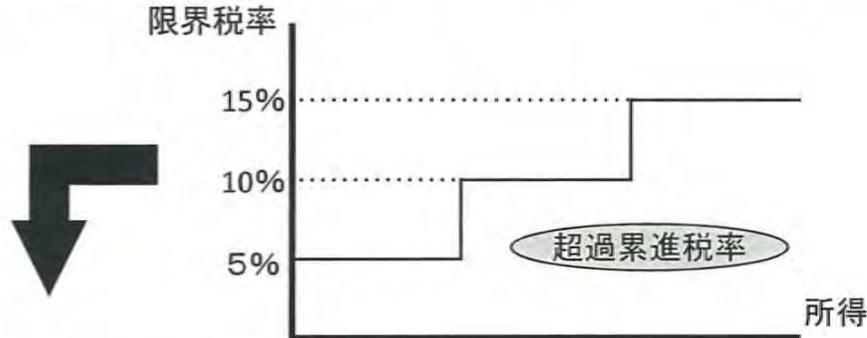
$$\text{税額控除の額} = (\text{所得控除の額} \times \text{比例税率})$$



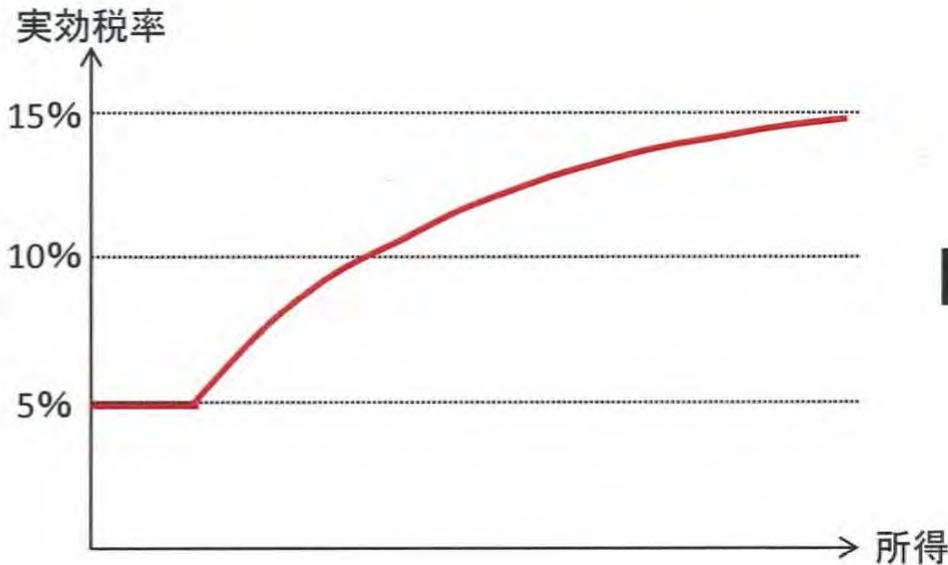
※ ゼロ税率でも同様の効果を持ち得る。

## 超過累進税率の下での所得控除・税額控除等の効果(イメージ)

- 累進税率の下では、所得控除は、課税最低限を画するとともに、税負担の累進性を強める効果を有する。
- 所得控除の額に平均税率を乗じた額の税額控除とした場合、所得控除と比べて、課税最低限は上昇し、低所得者に対する税負担軽減効果は大きくなり、より累進的な税負担の構造となる。

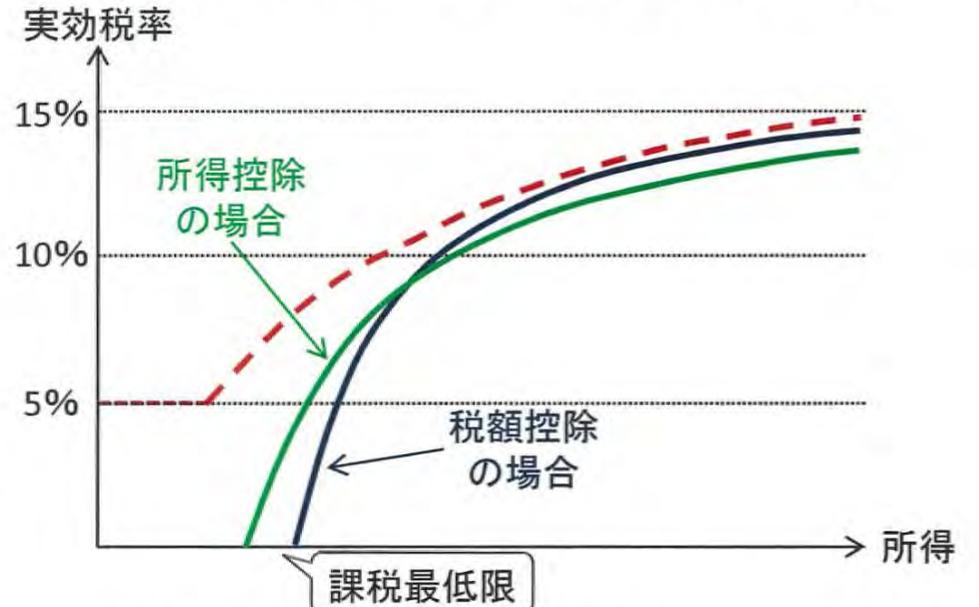


**控除なしで累進税率が適用される場合**



**所得控除(または税額控除)がある場合**

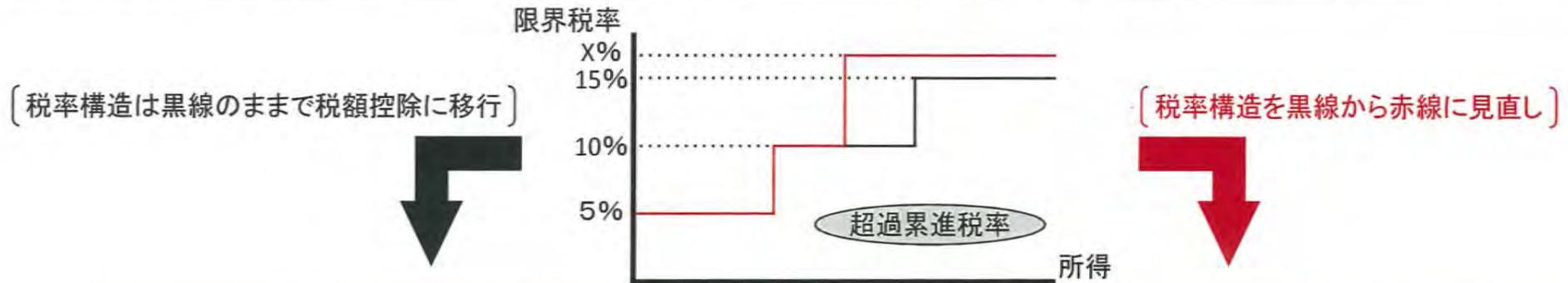
$$\text{税額控除の額} = (\text{所得控除の額} \times \text{平均税率})$$



※ ゼロ税率でも同様の効果を持ち得る。

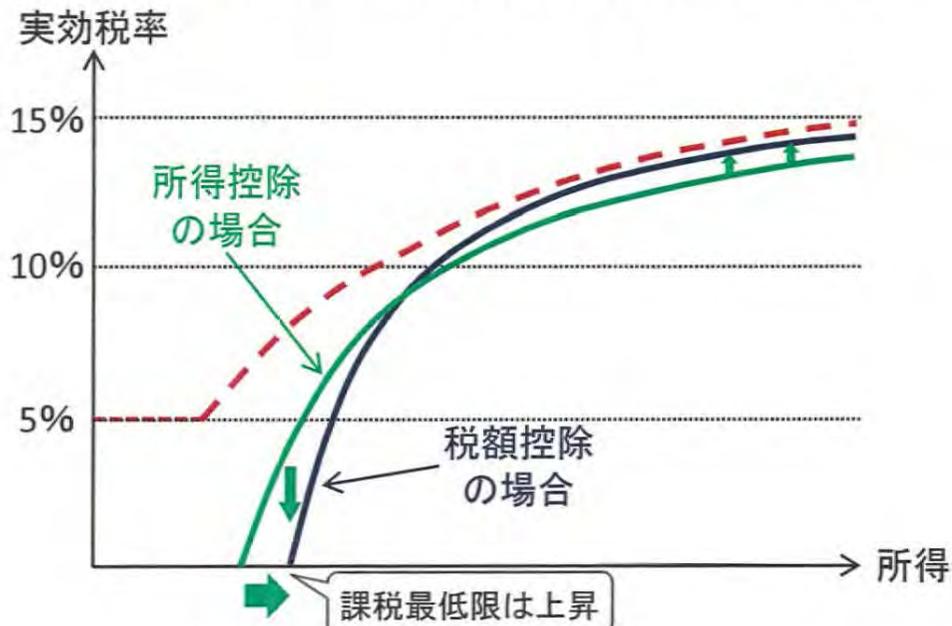
## 超過累進税率の下での「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせ(イメージ)

- 所得税負担の累進性は、「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって決定されるもの。
- 「所得控除から税額控除への移行」だけでなく、「税率構造の見直し」によっても累進性を強化することが可能。
- ※ 控除の見直し方や税率構造の見直し方、また、それらの組み合わせ方によって、実効税率に与える影響は異なる点に留意。

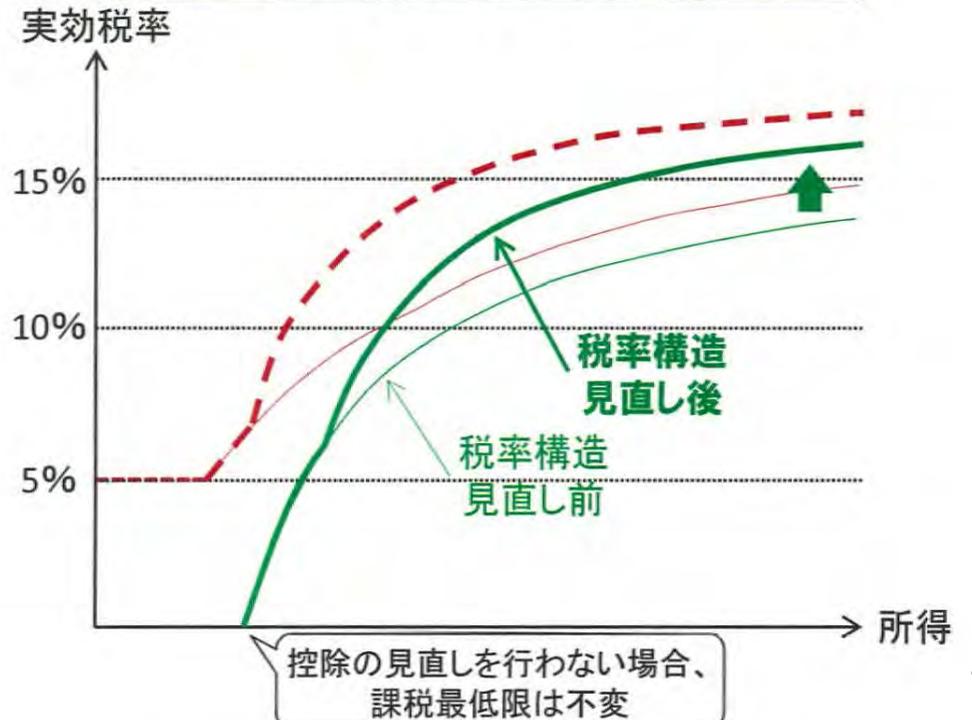


### 所得控除から税額控除に移行する場合

税額控除の額 = (所得控除の額 × 平均税率)

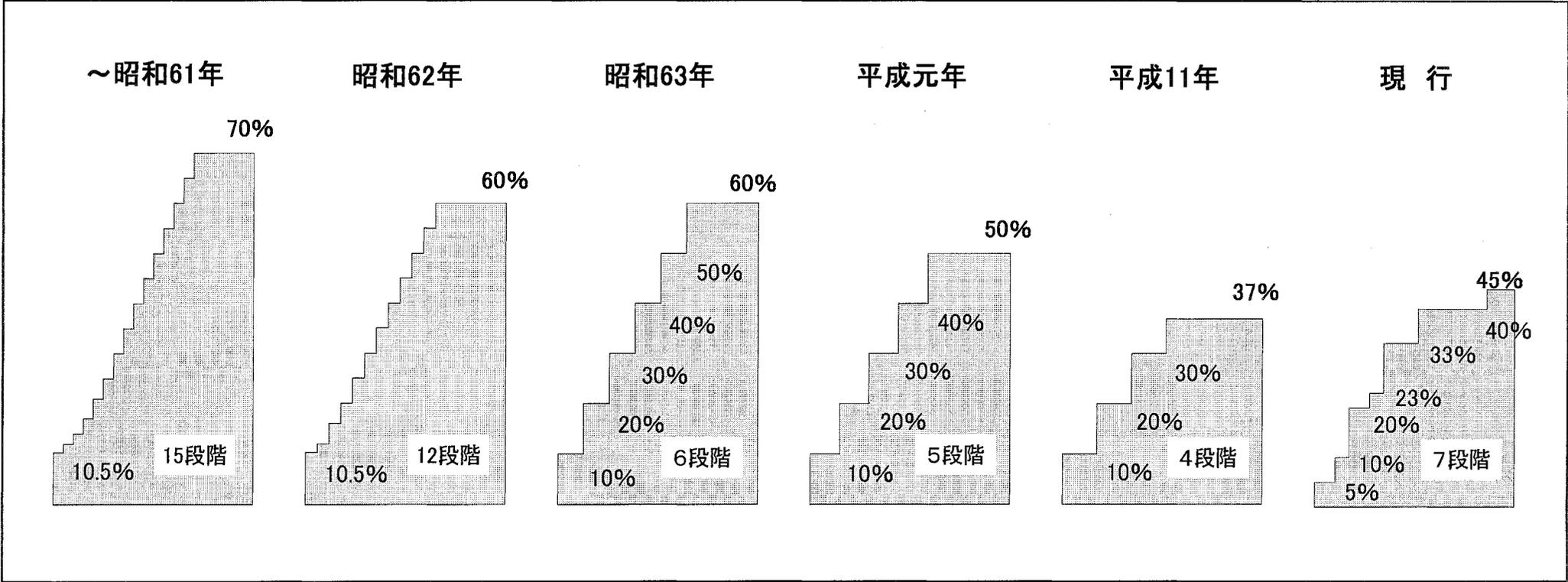


### 最高税率の引上げ等を行う場合



## 2. 税率構造の推移と国際比較

# 日本の所得税率の推移



(注) 1. 上記に加えて、個人住民税(現行: 税率10%、一律)が課されている。  
 2. 2013年(平成25年)1月から2037年(平成49年)12月までの時限措置として、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

# 個人所得課税の税率構造の国際比較(イメージ)

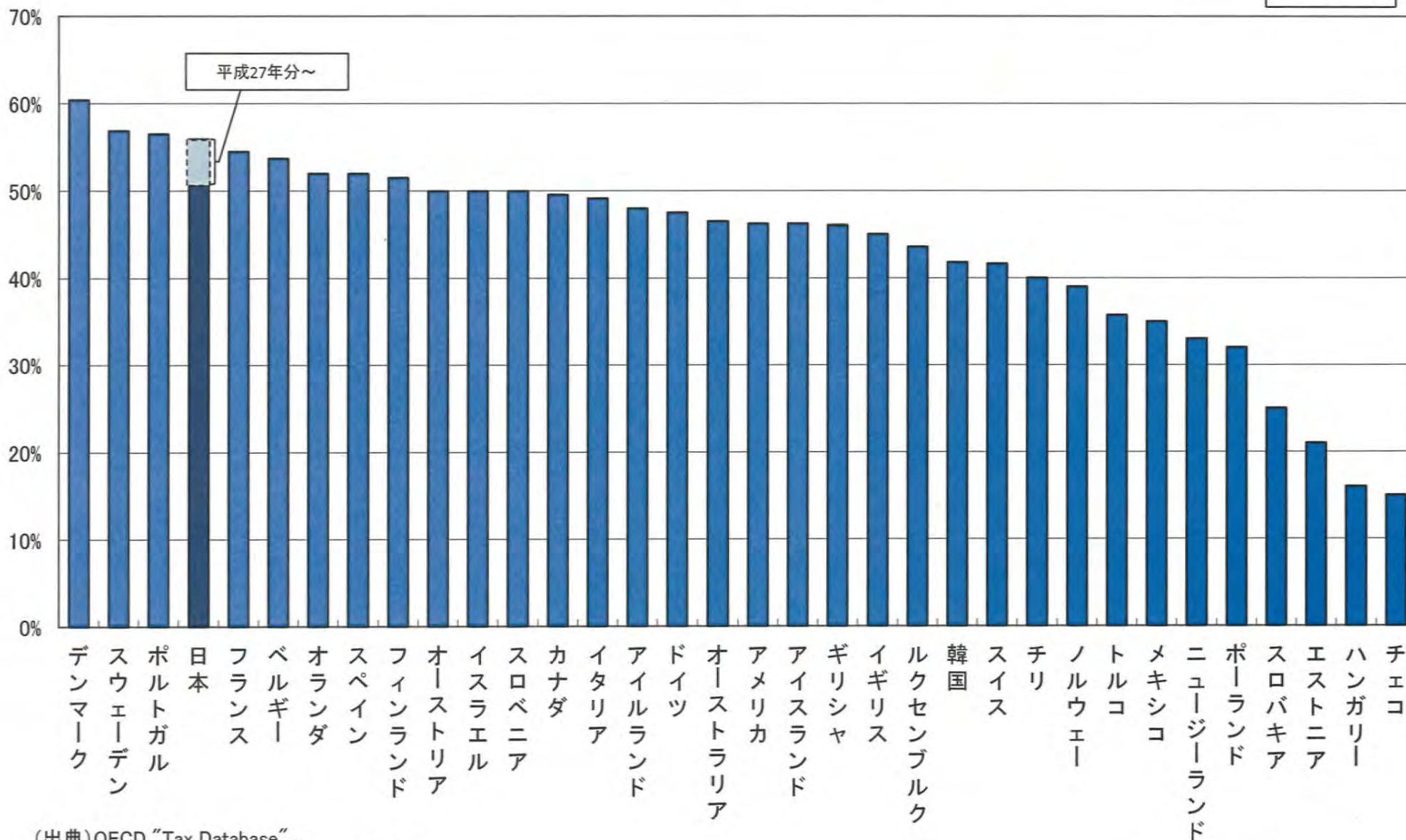
(2015年1月現在)

日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
<p>(所得税+個人住民税)</p> <p>→ (給与収入)</p> <p>(注)個人住民税(一律10%)</p>	<p>(所得税+地方個人所得税)</p> <p>(注)ニューヨーク市の場合 州税率: 4.00~8.82% 8段階 市税率: 2.55~3.40% 5段階 + 税額の14%の付加税</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p> <p>(注)地方税はない。</p>	<p>(所得税+連帯付加税)</p> <p>(注)連帯付加税は所得税に加えて課される連邦税(原則、所得税額の5.5%)である。</p>	<p>(所得税+社会保障関連諸税)</p> <p>(注)社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。</p>
<p>(所得税)</p> <p>7段階</p> <p>→ (給与収入)</p>	<p>(所得税)</p> <p>7段階</p>	<p>(所得税)</p> <p>3段階</p> <p>(注)地方税はない。</p>	<p>(所得税)</p> <p>方程式</p> <p>(注)ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が配分される。</p>	<p>(所得税)</p> <p>5段階</p> <p>(注)地方税はない。</p>

(注1) 日本については、2013年(平成25年)1月から2037年(平成49年)12月までの時限措置として、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。  
 (注2) フランスについては、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される。

# OECD諸国における個人所得課税の最高税率

未定稿



(出典) OECD "Tax Database".

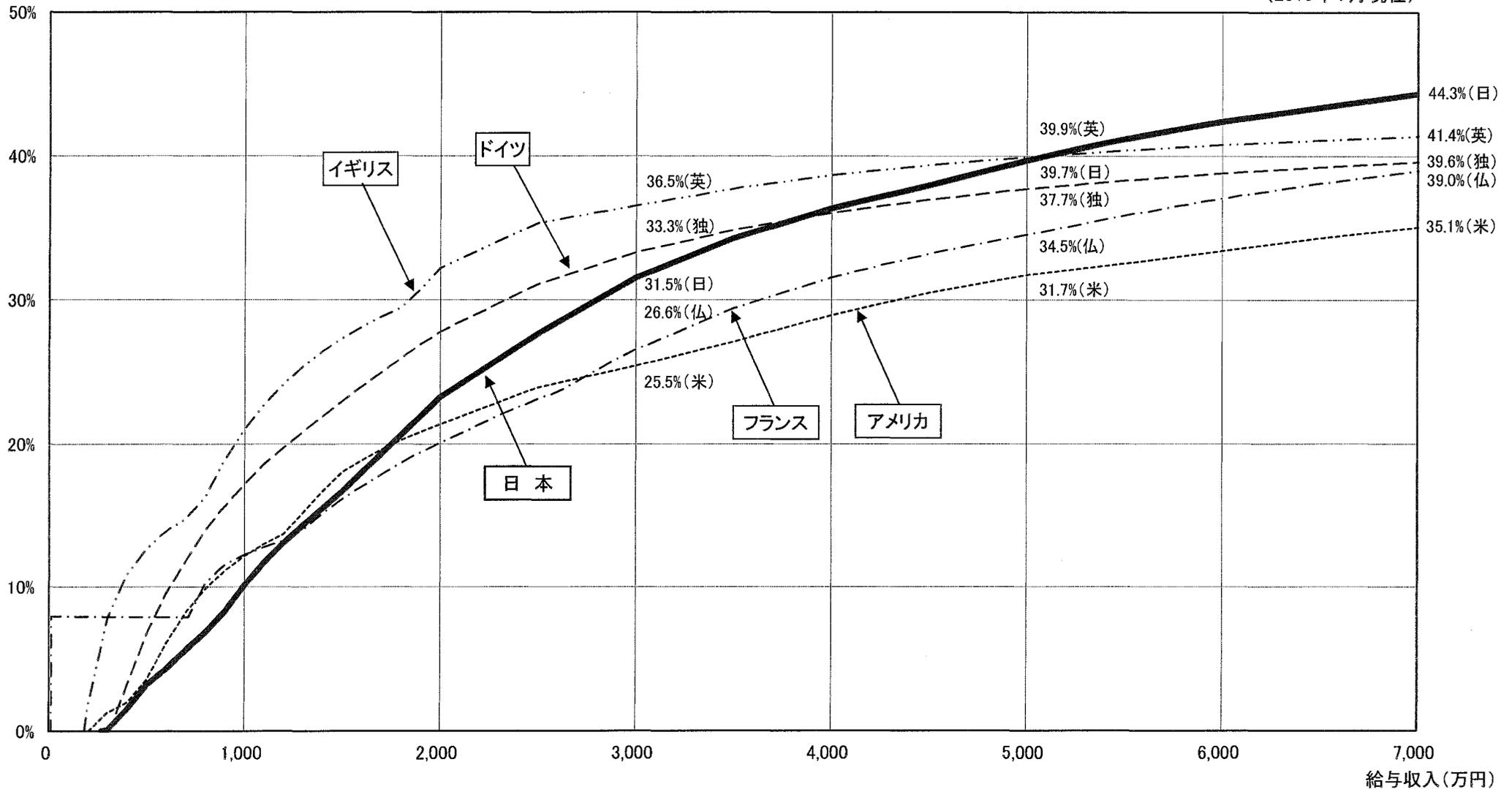
(注1) 各国とも2014年1月時点の税率を記載。

(注2) 日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味したもの。また、2015年分(平成27年分)からは、所得税の最高税率引上げにより55.95%となっている。

(注3) フランスにおいては一般社会税(7.5%)及びこれの負担調整のための所得控除、社会保障債務返済税(0.5%)、高額所得に対する所得課税(4%)を加味した数値となっている。

# 個人所得課税の実効税率の国際比較(夫婦子2人(片働き)の給与所得者)

(2015年1月現在)



(注) 1. 個人所得課税は、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税(一般会社税等: 所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では2012年1月から財政赤字が解消するまでの措置として、所得に対して0~4%(3段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

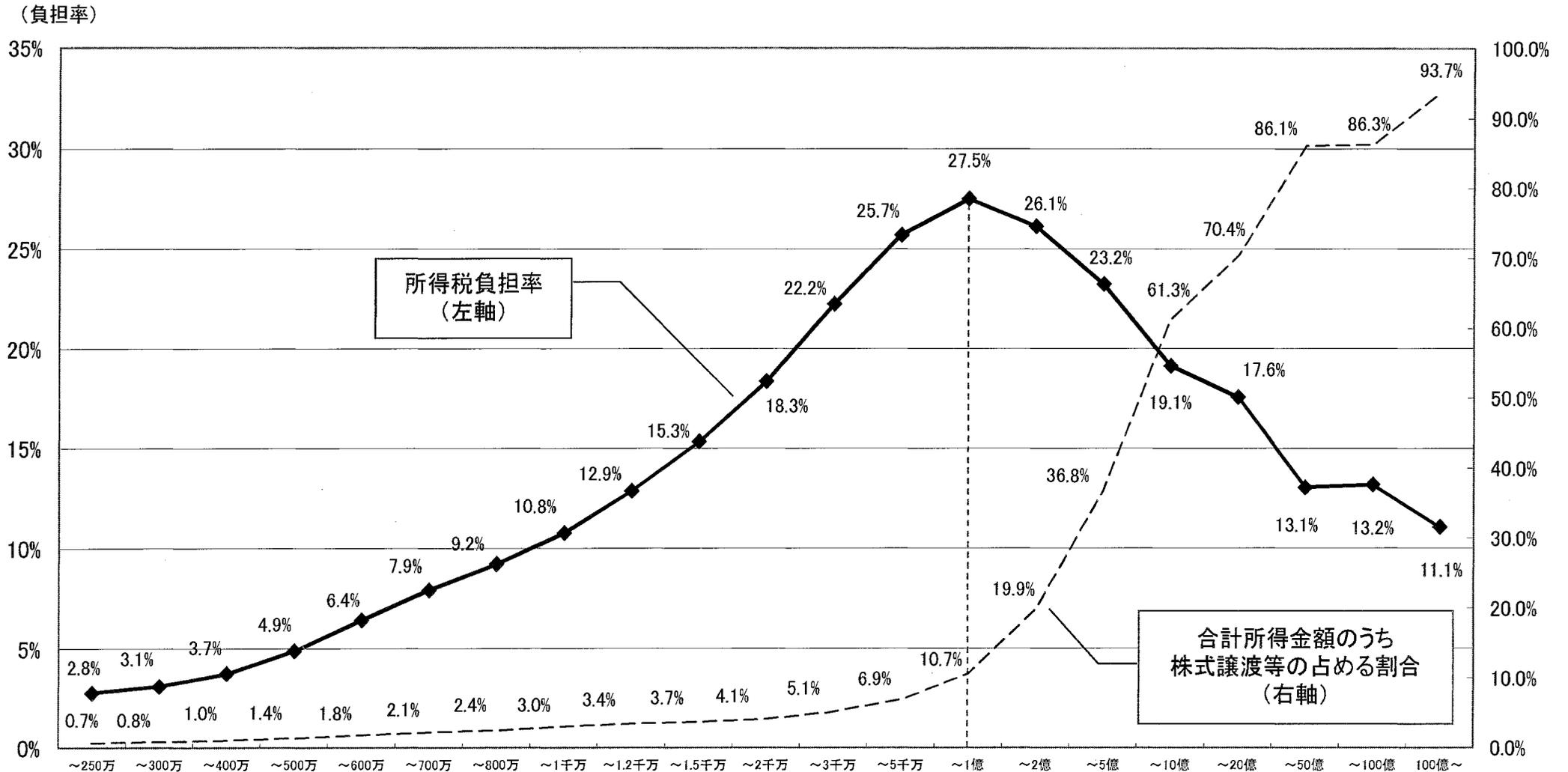
2. 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が16歳として計算している。

3. 邦貨換算レート: 1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)

4. 表中の数値は、給与収入3,000万円、5,000万円及び7,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

# 申告納税者の所得税負担率(平成25年分)

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成25年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

### 3. 現行の所得控除の考え方と 諸外国の制度

## 現行の所得控除の考え方

### わが国税制の現状と課題（抄） — 21世紀に向けた国民の参加と選択 —

平成12年7月  
政府税制調査会

#### 第二 個別税目の現状と課題

##### 一 個人所得課税

#### 4. 課税ベースとしての所得

##### (2) 課税最低限と控除

##### ② 主要な控除

##### イ. 基礎的な人的控除

個人所得課税においては、納税者の税負担能力（担税力）を減殺させる事情がある場合、これを斟酌するために、所得金額から一定額を差し引く所得控除の仕組みが設けられていますが、特に、納税者本人に係る基礎控除、その配偶者に係る配偶者控除・配偶者特別控除、扶養親族に係る扶養控除を合わせて基礎的な人的控除と呼んでいます。これらは、世帯構成などといった納税者の税負担能力（担税力）を減殺させる基本的な事情を斟酌するため設けられているものです。

(中 略)

##### ロ. 基礎控除

一定の額までの少額の所得については負担能力を見出すには至らないと考えられることから、すべての納税者（本人）に対して適用される基礎控除（所得税：38万円、個人住民税：33万円）が設けられています。

主要国においても同様に一定額までの所得については税負担を課さない仕組みが設けられています。

##### (参考) 主要国における制度

アメリカには納税者本人、配偶者、扶養親族に共通して適用される仕組みとして一人当たり定額の「人的控除」の制度があります。イギリスでは納税者本人のための基礎控除が設けられています。ドイツ及びフランスにおいては税率が適用されない課税所得が定められており、本人に基礎控除を認めるのと同様の機能を果たしています。

(参考)

第2項 所得税制度の基本的仕組

## 2 課税標準と税額算出の仕組

(5) 所得控除と課税総所得金額・課税退職所得金額・課税山林所得金額 所得税法は、総所得金額・退職所得金額および山林所得金額から、雑損控除等の各種の控除を行うべきことを定めている(72条以下)。これらの控除を一括して所得控除(deduction)という。所得控除の種類は雑多であるが、それらは、大別して5つに分かれる。

第1は、基礎控除(86条)、配偶者控除(83条。なお、租特41条の16第1項参照)、配偶者特別控除(83条の2。平成15年度改正で、平成16年から、配偶者控除に上乗せして控除対象配偶者(合計所得金額38万円以下の配偶者)に適用される部分の控除が廃止された)および扶養控除(84条。なお、租特41条の16第1項・2項参照)で、これらは一括して人的控除(personal exemption)と呼ばれるが、所得のうち本人およびその家族の最低限度の生活(minimum standard of living, Existenzminimum)を維持するのに必要な部分は担税力をもたない、という理由に基づくものである、憲法25条の生存権の保障の租税法における現われである。

(中略)

第2は、障害者控除(79条)、寡婦(夫)控除(81条。なお、租特41条の17参照)および勤労学生控除(82条)で、障害者等は、通常の者に比較して生活上追加的経費が必要である、という考慮による。

(後略)

(金子宏『租税法〔第二十版〕』195-197頁(弘文堂、2015))

## 人的控除の種類及び概要

	創設年 (所得税)	対象者	控除額		本人の所得要件	
			所得税	住民税		
基礎的な 人的控除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	38万円	33万円	—
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	38万円	33万円	—
		(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者			
		昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にする年間所得が38万円を超え76万円未満である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	年間所得1,000万円以下
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、年間所得が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	38万円	33万円	—
		(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者			
		平成元年 (1989年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			
		昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者			
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
特別な 人的控除	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者	27万円	26万円	①の場合 年間所得500万円以下
		(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	・寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	+4万円
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	・妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有する者	27万円	26万円	年間所得500万円以下
勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が <sup>9</sup> 10万円以下	

## その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① (災害損失の金額+災害関連支出の金額) × 年間所得金額 × 10% ② 災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 10万円} \\ \text{② 年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額}$ (最高限度額 200万円)
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 4 万円） (2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5 万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額 5 万円） ※各保険料控除の合計適用限度額を 12 万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額 5 万円） ※ 1 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額 1 万 5 千円）。 2 地震保険料控除と上記 1 を適用する場合には合わせて最高 5 万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$

## 基礎控除、扶養控除、配偶者控除の控除方式の沿革

適用年	基礎控除	扶養控除	配偶者（特別）控除
明治 20 年 所得税の創設	総合課税の下、免税点方式 (所得が一定金額以下の者には、 所得税を課さない。)		
大正 10 年		創設（所得控除方式）	
昭和 15 年 分類所得税を基 本とした総合所得 税との二本立て	総合所得税に係る免税点方式 分類所得税については、所得種類 ごとに基礎控除（所得控除方式） 又は免税点方式	税額控除方式に改正	
昭和 22 年 分類所得税を廃 止し、総合所得税 に一本化	総合所得税の下、所得控除方式の 基礎控除の創設		
昭和 24 年 シャウプ勧告			
昭和 25 年		所得控除方式に改正	
昭和 36 年			創設（所得控除方式） ⇒扶養控除から分離
昭和 62 年			配偶者特別控除の創設
平成 16 年			配偶者特別控除の上乗せ部分の 廃止

障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除の控除方式の沿革

適用年	障害者控除	老年者控除	寡婦（寡夫）控除	勤労学生控除
昭和 25 年	創設（所得控除方式）			
昭和 26 年		創設（所得控除方式）	寡婦控除の創設（所得控除方式）	創設（所得控除方式）
昭和 27 年	税額控除方式に改正	税額控除方式に改正	税額控除方式に改正	税額控除方式に改正
昭和 42 年	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正	所得控除方式に改正
昭和 56 年			寡夫控除の創設（所得控除方式）	
平成 17 年		廃止		

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、寄附金控除の控除方式の沿革

適用年	雑損控除	医療費控除	社会保険料	生命保険料控除	寄附金控除
大正 13 年				創設（所得控除方式）	
昭和 15 年				税額控除方式に改正	
昭和 22 年				廃止	
昭和 25 年	創設（所得控除方式）	創設（所得控除方式）			
昭和 26 年				復活（所得控除方式）	
昭和 27 年			創設（所得控除方式）		
昭和 37 年					創設（税額控除方式）
昭和 42 年					所得控除方式に改正
昭和 59 年				個人年金保険料控除 の創設（所得控除方式）	
平成 23 年					認定NPO等、公益 社団法人等に寄附を した場合の税額控除 の創設
平成 24 年				介護医療保険料控除 の創設（所得控除方式）	

※ 上記のほか、昭和 39 年に損害保険料控除（平成 18 年度改正で地震保険料控除に改組）が、昭和 42 年に小規模企業共済等掛金控除が創設されている（いずれも所得控除方式）。

## 我が国の所得税における税額控除制度

### 《所得税法上の措置》

#### 二重課税の排除の観点から設けられているもの

- 配当控除（昭和 23 年創設）
- 外国税額控除（昭和 28 年創設）

（参考）

#### 税額控除から所得控除とされたもの

- 障害者控除、老年者控除、寡婦控除、  
勤労学生控除（昭和 27 年～41 年）
- 寄附金控除（昭和 37 年～41 年）

### 《租税特別措置法上の措置》

#### 政策的に設けられたもの

- 貯蓄控除（昭和 33・34 年）【 廃止 】
- 住宅貯蓄控除（昭和 43 年～57 年）【 廃止 】
- 住宅ローン控除（旧住宅取得促進税制）  
（昭和 47 年創設）
- 政治活動に関する寄附をした場合の所得税額  
の特別控除（平成 6 年 2 月創設、平成 7 年～）
- 認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合  
の所得税額の特別控除（平成 23 年創設）
- 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額  
の特別控除（平成 23 年創設）